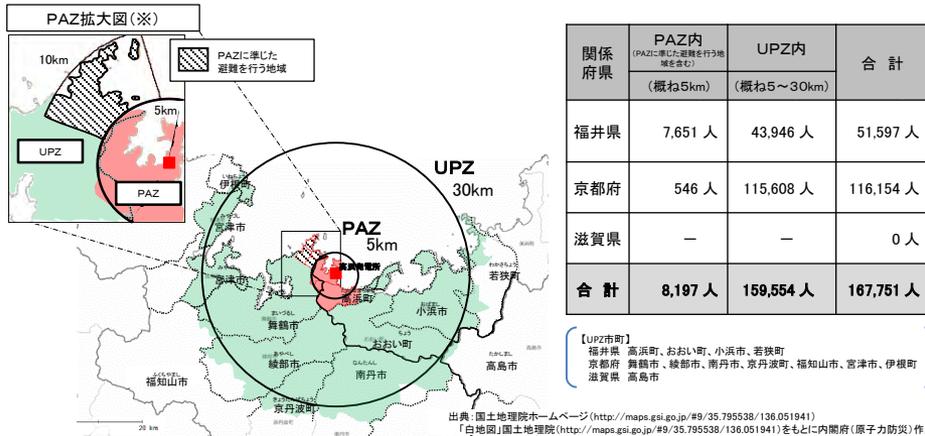


高浜地域の緊急時対応（概要版） ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

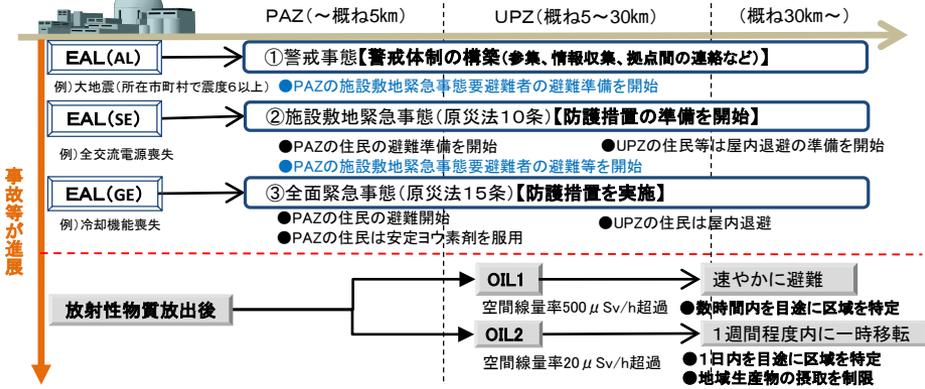
1. 高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 高浜地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は167,751人(平成31年4月現在)。
- PAZ(PAZに準じた避難を行う地域を含む。)内の人口は高浜町(福井県)7,651人、舞鶴市(京都府)546人。
- UPZ内の人口は福井県及び京都府の関係11市町159,554人。



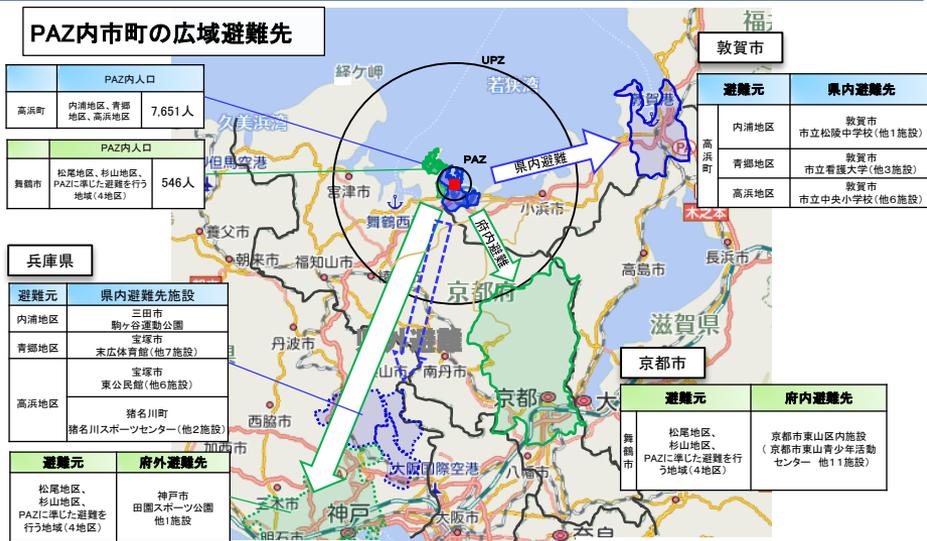
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- (1) EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。
※PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は、速い効果の高い建物等に屋内退避する。
- (2) 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。



3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各市町の住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 福井県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を決定する。



高浜地域の緊急時対応（概要版）

②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
PAZ※ ※PAZに準じた避難を行う地域を含む。 （発電所から概ね5km圏内）	施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始 避難行動要支援者 （医療機関・社会福祉施設）	高浜町 239人 舞鶴市（対象施設なし） 合計 239人	施設敷地緊急事態の避難準備を開始	＜避難可能な者：125人＞ 対象施設 高浜町（5施設：239人） バス4台、福祉車両3台（職員同乗）により避難	避難先（敦賀市内の施設）	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において避難元施設ごとに避難先施設を設定。 避難により健康リスクが高まる者については、放射線防護施設に入所している場合は輸送の準備が整うまで屋内退避を実施し、その他の施設に入所している場合は近隣の放射線防護施設へ移動。 	
		＜無理に避難すると健康リスクが高まる者：88人＞ 施設内移動又は近隣の屋内退避施設へ移動（職員が介護）		放射線防護施設※1 （若狭高浜病院、若狭高浜病院付属介護老人保健施設等）			
	避難行動要支援者（在宅）	高浜町 639人 舞鶴市 28人 合計 667人	保護者引き渡し開始	＜避難可能な者：453人＞ 対象者 高浜町：639人、舞鶴市：28人 支援者とともに徒歩、車両で避難（高浜町453人、舞鶴市27人）	一時集合場所（高浜町内4か所、舞鶴市内2か所） バス24台（高浜町21台、舞鶴市3台）、福祉車両6台（舞鶴市6台）で避難	福祉避難所等※2	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。 無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。
		＜無理に避難すると健康リスクが高まる者：187人＞ 支援者の車両で避難 ※2 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難先を調整・確保		放射線防護施設※1 （高浜町内10施設、舞鶴市内11施設）			
（原災法15条）で避難開始 全面緊急事態	避難行動要支援者（学校・保育所）	高浜町 865人 舞鶴市（対象施設なし） 合計 865人	保護者引き渡し開始	＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞ 対象施設 高浜町（8施設：865人） バス23台により避難	高浜町避難先 （県内避難先：敦賀市立看護大学他16施設 県外避難先：兵庫県立宝塚高等学校他21施設）	<ul style="list-style-type: none"> 学校・保育所の児童等は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。 保護者へ引き渡しできない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引き渡す。 	
		その他の施設敷地緊急事態要避難者（妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等）		高浜町 1,187人 舞鶴市 38人 合計 1,225人	＜高浜町から避難する者＞ 対象者 高浜町：1,187人、舞鶴市：38人 一時集合場所（高浜町内4か所） バス27台により避難		高浜町避難先 （県内避難先：敦賀市立松陵中学校他12施設 県外避難先：兵庫県三田市駒ヶ谷運動公園他18施設）
一般住民※3	一般住民	高浜町 7,651人 舞鶴市 546人 合計 8,197人	一般住民の避難準備を開始	＜高浜町から避難する者＞ 対象者 高浜町：7,651人、舞鶴市：546人 自家用車で避難（7,569人） 一時集合場所（高浜町内4か所） バス2台により避難	高浜町避難先 （県内避難先：敦賀市立松陵中学校他12施設 県外避難先：兵庫県三田市駒ヶ谷運動公園他18施設）	<ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車を利用できない者は、福井県嶺南地方及び舞鶴市のバス会社等が保有する車両で避難。 	
		＜舞鶴市から避難する者＞ 対象者 高浜町：7,651人、舞鶴市：546人 自家用車で避難（489人） 一時集合場所（舞鶴市内6か所） バス5台により避難		舞鶴市避難先 （府内避難先：京都市東山青少年活動センター他11施設 府外避難先：兵庫県神戸市田園スポーツ公園他1施設）			

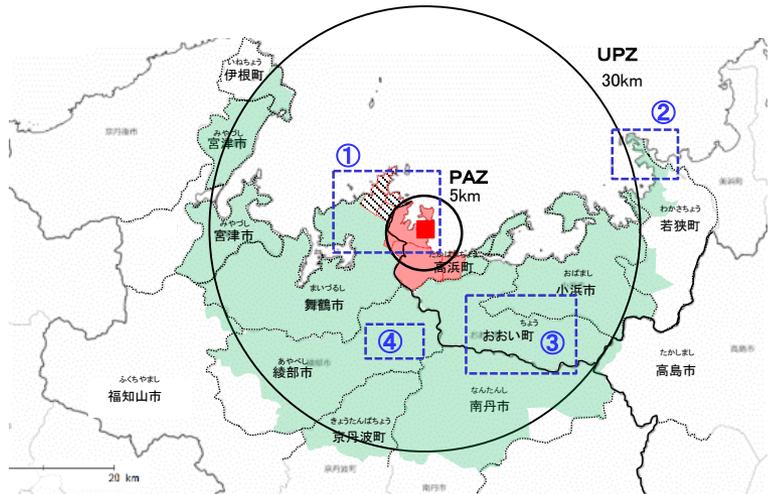
※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から概ね5～30km圏内)	避難行動要支援者 (医療機関)	福井県 661人 京都府 1,037人 合計 1,698人				<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保
	避難行動要支援者 (社会福祉施設)	福井県 872人 京都府 2,390人 合計 3,262人				<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。
	避難行動要支援者 (在宅)	福井県 1,801人 京都府 7,432人 合計 9,233人				<ul style="list-style-type: none"> 一時移転等が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。 なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が福祉避難所等を確保。
	避難行動要支援者 (学校・保育所・幼稚園等)	福井県 6,828人 京都府 16,019人 合計 22,847人	対象施設 (162施設)			<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。
	一般住民※2	福井県 43,946人 京都府 115,608人 合計 159,554人				<ul style="list-style-type: none"> 事前に設定している避難先へ一時移転等を実施。 自家用車や関係府県等が準備したバス等により避難。
				屋内退避の準備を開始		

※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

福井県及び京都府が、それぞれの府県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

高浜地域の緊急時対応（概要版） ④半島部や中山間地域が孤立した場合の対応



1. PAZ内の半島部における対応

- ▶ 自然災害等によりPAZ内の住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- ▶ また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

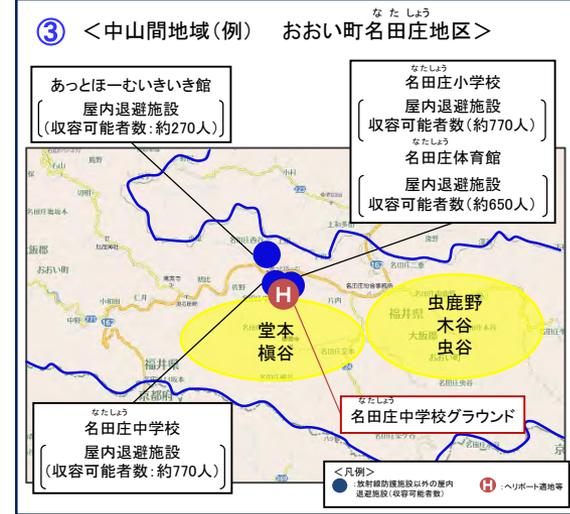
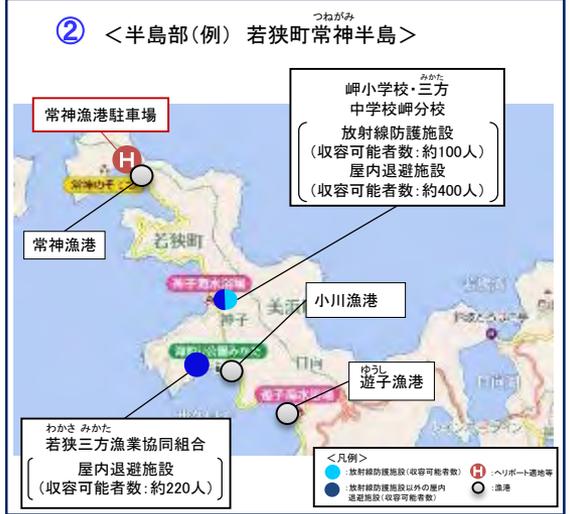
① <半島部 内浦半島、大浦半島（福井県高浜町、京都府舞鶴市）>



2. UPZ内の半島部、中山間地域における対応（福井県、京都府）

- ▶ UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時的転移等を実施。
- ▶ UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- ▶ また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<福井県におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応>



<京都府におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応>

